

鹿児島工業高等専門学校教育資質向上のための教員指導要領

平成 14 年 12 月 13 日

校 長 裁 定

1. 目 的

この要領は、学級経営、学生指導、教科指導、学寮指導又は課外活動上の指導等において経験不足等により適切な対応がなされていないと判断される本校教員（以下「当該教員」という。）に対し、適切な指導を行うことにより教育上の資質向上を図ることを目的とする。

2. 指導要領

校長は、次の要領により「当該教員」の教育資質の向上を図るものとする。

- (1) 「当該教員」が所属する類長又はリベラルアーツ系長は、「当該教員」に係わる学級経営、学生指導、教科指導、学寮指導又は課外活動指導における問題点、要改善事項を認識したときは、副校長（教務主事）、副校長（総務企画主事）、校長補佐（学生主事）、校長補佐（寮務主事）又は校長補佐（研究主事・専攻科長）と協議の上、校長に報告する。
- (2) 校長は、鹿児島工業高等専門学校 FD・SD 専門委員会による授業評価アンケート又は問題事項に関連する委員会による必要な調査を行い、「当該教員」に対し改善指導が必要であると判断した場合、「当該教員」への指導・助言を適切に行い得る教員等（以下「指導教員」という。本学以外の者も含む）を選任する。
- (3) 校長は、「指導教員」に「当該教員」名、問題点、指導事項、指導期間を明記した委嘱状（別記様式第 1 号）を交付し、「当該教員」の指導を委嘱する。
- (4) 校長は、「当該教員」に対し、「指導教員」名、問題点、指導事項、指導期間を明記した通知状（別記様式第 2 号）により、「指導教員」から指導・助言を受け、当該問題等を克服し、必要な能力の開発に努めるよう通知する。
- (5) 「指導教員」は、校長から委嘱された事項を指導期間内に実施し、指導内容及び「当該教員」の変化等の結果を記録する。
- (6) 「指導教員」は、指導期間終了後速やかに指導記録報告書（別記様式第 3 号）を校長に報告する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、改正後の教育資質向上のための教員指導要領の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 26 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

委 嘱 状

令和 年 月 日

指導教員名

鹿児島工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

貴職に下記により指導を委嘱します。

なお、指導期間終了後は速やかに指導記録報告書(別紙様式3)を提出してください。

1. 当該教員名(指導を受ける教員)

2. 問題点

3. 要改善事項(該当事項にチェックし具体的に記入すること)

学級経営 学生指導 教科指導 学寮指導

課外活動指導 その他

4. 指導期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5. その他参考事項

通 知 状

令和 年 月 日

当該教員名

鹿児島工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

貴職に、下記により指導を受け、要改善事項に係る能力開発に努めるよう通知します。
また、指導期間中は指導教員の指示に従ってください。
なお、この通知に不服がある場合は、速やかに校長まで申し出てください。

1. 指導教員名

2. 問題点

3. 要改善事項(該当事項にチェックし具体的に記入すること)

- 学級経営 学生指導 教科指導 学寮指導
課外活動指導 その他

4. 指導期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

指導記録報告書

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

指導教員名

令和 年 月 日付けで委嘱がありました教員に係わる所見につきまして 下記のとおり報告します。

記

1. 指導期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 問題点

3. 要改善事項

4. 指導内容及びその結果(具体的に記入してください。)

(1) 具体的指導の内容

(2) 「当該教員」の変化(指導により開発され又は改善された能力等)

(3) 指導した結果についての所見及び今後の課題等